

### 前に市へ届け出をしてください 森林の立木を伐採する際は、

伐採届を提出していただく必要 の規定により、あらかじめ市に は、森林法 (第10条の8第1項) 森林の立木を伐採する場合に

することとなっています。 が適切に行われるよう届け出を の立木の伐採及び伐採後の造林 災害の発生につながるなど、私 が持つこれらの機能が失われ、 が、無秩序に伐採すると、森林 の公益的機能を有しています たちの生活に多大な影響を及ぼ しかねません。このため、森林 地球温暖化の防止など 国土の保全、水源の

# 〇届け出の対象となる森林

象となっている民有林 務所林務担当にお問い合わせく 林水産部林務課または各振興事 ※市で確認できますので、 県が定める地域森林計画の対

## 〇届け出が必要な人

●森林所有者が自ら伐採する場

伐採する場合も含む)は、 所有者が届け出を行います。 (他者に作業を請け負わせて

と伐採業者等が連名で届け出を て伐採する場合は、森林所有者 ●伐採業者等が立木を買い受け

で届け出を行います。 を行う人が異なる場合は、 ●伐採する人と、伐採後の造林

造林の届出書」(森林法第10条の 《届出様式》「伐採及び伐採後の

場合は、森林法に基づく許可申 の90日前から30日前までの期間 林経営計画対象森林を伐採する ※保安林及び保安施設地区、 たは各振興事務所林務担当 《提出先》農林水産部林務課ま 《提出期間》伐採を開始する日

母皆伐を行う場合 「郡上市皆伐施業ガイドライ

請若しくは届け出が必要です。

ドライン」に基づく「皆伐作業 ● 1 ha以上の皆伐を行う場合 ン※」を守ってください。 別途「郡上市皆伐施業ガイ

の提出が必要です。 計画書」及び「チェックリスト」

をまとめた「郡上市皆伐施業ガ 適さない箇所や皆伐する時に気 境を守りながら、木材を持続的 ようお願いします。 沿った皆伐の計画、施業を行う なさんは、このガイドラインに イドライン」を定めています。 を付けていただきたいことなど に利用していくために、皆伐に ※郡上市では、豊かな森林環 森林所有者と伐採事業者のみ

2121) にお問い合わせいた だくか市ホームページをご覧く ガイドラインの詳細について 農林水産部林務課(267・

#### 事項にも留意ください 森林の開発を行う場合は次の

また、関係する法令等を遵守す にしてください。 水処理等の対策を実施するよう るとともに、土砂流出防止や排 出書」を市に提出してください。 ① 1 「伐採及び伐採後の造林の届 h以下の開発を行う場合

### 母開発を行う場合に留意いただ きたい点

崩壊等の災害のおそれはないか 災害の防止 周辺地域において土砂流出や

#### ●水害の防止

させるおそれはないか 下流地域において水害を発生

水資源の確保

すおそれはないか 水の確保に著しい支障を及ぼ

#### 環境の保全

〇森林(土地)の管理責任につ く悪化させるおそれはないか 周辺地域において環境を著し

# いて

書で定めておくことが大切で 提供する際には、後のトラブル にするために必要な事項を契約 た場合の責任の所在などを明確 が生じないよう、被害が発生し に賃貸借などで開発用地として 任があります。所有地を第三者 土地所有者には土地の管理青

う努めてください。 事の説明を行い、理解を得るよ 発地周辺の地元自治会などに工 ●開発を行う場合は、事前に開

> いようご注意ください。 要になりますので、お忘れな は、市への報告書の提出が必 伐採後の造林が完了したとき

付けられました。これにより、

長に報告書を提出することが

森林所有者等の造林者に義務

事前にご相談ください。 をする場合は、面積に関わらず、 び、それに関連した森林の伐採 11)にお問い合わせください。 事務所森林保全課(☎67・11 す。詳しくは、岐阜県郡上農林 ◎1 haを超える開発を行う場合 なお、太陽光パネルの設置及 県の林地開発許可が必要で

# □新しく始まった制度について

た日)から30日以内に市町村 の用途に供する伐採が終わっ 供する場合は、その伐採が終 について、造林が終わった日 伐採した森林(間伐を除く) 出書」を提出された場合は 造林が終わった日(森林以外 るため、平成29年4月以降に 森林の状況を把握しやすくす わった日)の状況について、 (伐採後に森林以外の用途に 「伐採及び伐採後の造林の届 平成28年5月に森林法が改

課にお問い合わせいただくか 市ホームページをご覧くださ 詳しくは、農林水産部林務

